地域包括支援センター人員配置基準の見直しについて（案）

資料　３

１　理由

　　　国の職員配置の基準（平成30年5月10日付け厚生労働省老健局通知「地域包括支援センターの設置運営について」）にあわせて「大田区地域包括支援センター事業委託仕様書」における職員の配置基準を見直すとともに、福祉人材の有効活用につとめる。

２　「大田区地域包括支援センター事業委託仕様書」改正点

　（１）「保健師に準ずる者」として以下の要件を加える

高齢者に関する公衆衛生業務経験（医療機関、介護施設、介護保険事業所等において高齢者が在宅生活を送れるよう相談・支援業務に従事した経験。地域包括支援センターでの業務経験を含む）が1年以上ある看護師（准看護師は含まない）

　（２）「社会福祉士に準ずる者」の要件を見直す

福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上又は介護支援専門員の業務経験が３年以上あり、かつ、高齢者保健福祉に関する相談業務に３年以上従事した経験のある者

（３）新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| **仕 様 書（案）** | **仕 様 書** |
| **（職員の配置基準）**  第１条　乙は、委託を受けた地域包括支援センター（以下「センター」という。）に、下記の職員を配置する。その人数は、別表１に定めるとおりとする。  　（１）保健師等  保健師又はこれに準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験（医療機関、介護施設、介護保険事業所等において高齢者が在宅生活を送れるよう相談・支援業務に従事した経験。地域包括支援センターでの業務経験を含む）が1年以上ある看護師（准看護師は含まない）  　（２）社会福祉士等  社会福祉士又はこれに準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上又は介護支援専門員の業務経験が３年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談業務に３年以上従事した経験のある者  　（３）主任介護支援専門員  主任介護支援専門員又はこれに準ずる者として甲が認めたもの  　（４）見守りささえあいコーディネーター  　　　　第１号から第３号までのいずれかの資格を有する者  　（５）機能強化対応職員  　　　　第１号から第３号までのいずれかの資格を有する者  　（６）規模加配職員  　　　　第１号から第３号までのいずれかの資格を有する者  　（７）予防対応加配職員  　　　　第１号から第３号までのいずれかの資格を有する者又は介護支援専門員若しくは社会福祉主事として任用された上で、高齢者保健福祉に関する相談業務に３年以上従事した経験のある者  　　　　　　（以下略） | **（職員の配置基準）**  第１条　乙は、委託を受けた地域包括支援センター（以下「センター」という。）に、下記の職員を配置する。その人数は、別表１に定めるとおりとする。  　（１）保健師等  保健師又はこれに準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験年数が１年以上ある看護師    （２）社会福祉士等  社会福祉士又はこれに準ずる者として、社会福祉主事として任用された上で、高齢者保健福祉に関する相談業務に５年以上従事した経験のある者  （３）主任介護支援専門員  主任介護支援専門員又はこれに準ずる者として甲が認めたもの  　（４）見守りささえあいコーディネーター  　　　　第１号から第３号までのいずれかの資格を有する者  　（５）機能強化対応職員  　　　　第１号から第３号までのいずれかの資格を有する者  　（６）規模加配職員  　　　　第１号から第３号までのいずれかの資格を有する者  　（７）予防対応加配職員  　　　　第１号から第３号までのいずれかの資格を有する者又は介護支援専門員若しくは社会福祉主事として任用された上で、高齢者保健福祉に関する相談業務に３年以上従事した経験のある者  　　　　　　（以下略） |

３　施行日

　令和３年４月１日